

令和4年 第2回

## 江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和4年1月25日（火）午後2時

場 所：教育委員会室

教育長	千葉孝
教育長職務代理者	庭野正和
委員	井戸道代
委員	平井俊一
委員	蓮沼千秋

事務局	教育推進課長	飯田常雄
	学務課長	大關一彦
	教育指導課長兼教育研究所長	
		近津勉
	学校施設課長	石塚修
	統括指導主事	百々和世
	統括指導主事	千葉一知

書記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	杉浦佳之
	同 主査	志村一彦

千葉教育長	<p>開会時刻 午後 2 時</p> <p>それでは、ただいまより令和 4 年第 2 回教育委員会定例会を開催いたします。</p> <p>日程第 1、署名委員を決定いたします。庭野委員と井戸委員にお願いをいたします。</p> <p>続きまして、日程第 2、議案の審議にまいります。</p> <p>初めに、第 1 号議案、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取についてを議題といたします。</p> <p>本議案は、教育に関する予算・条例案につきまして、令和 4 年第 1 回江戸川区議会定例会で審議するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、区長から教育委員会に対して意見聴取されたものです。本件は議会に上程する前の議案に関することであり、政策形成過程にある案件でもあることから、江戸川区教育委員会会議規則第 13 条に定める秘密会として審議したいと思っております。この発議に賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">〔賛成者挙手〕</p>
教 育 長	<p>賛成多数と認めます。これより会議は秘密会となります。</p> <p>なお、第 1 号議案につきましては、議案が議会に上程された後に議事録の公開を可能といたします。</p> <p style="text-align: center;">〔秘密会〕</p> <p style="text-align: center;">〔政策形成過程期間が終了したため秘密会部分を公開〕</p>
教 育 長	<p>それでは、第 1 号議案を審議します。内容について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
飯田教育推進課 長	<p>それでは、御説明させていただきます。</p> <p>初めに、公印のついてある 1 枚目の紙を御覧ください。教育に関する事務の議案についてということでございます。第 1 回区議会定例会に提出する議案につきまして、法の規定に基づきまして教育委員会の意見聴取を行うものです。意見聴取がかかっている項目は下記の 4 点です。</p> <p>1 点目、令和 4 年度江戸川区一般会計予算中教育の事務に関する部分。2</p>

点目、令和3年度江戸川区一般会計補正予算中教育の事務に関する部分。3点目、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。4点目としまして、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例中教育の事務に関する部分でございます。それぞれ資料に基づきまして御説明させていただきます。

次のページを御覧ください。1点目でございますが、令和4年度当初予算（案）という資料を御覧ください。

こちら令和4年度予算の資料でございますが、1の予算規模といたしまして区全体の予算を載せさせていただきました。一般会計といたしましては令和4年度2,849億4,100万円余ということで、2.6%の増ということでございます。特別会計は1,255億6,200万円余ということで2.1%増、特別会計の内訳は下記のとおりでございます。総額といたしまして4,105億300万円ということで、2.4%の増額ということでございます。

項目の2番、歳出（一般会計）でございますが、その中で教育費を抜き書きさせていただきました。令和4年度は348億8,800万円ということで、5.7%の減額でございます。減額の主な要因は後ほど御説明しますが、改築の校数の関係で減となっているものでございます。

裏面を御覧ください。令和4年度予算中、教育委員会の新規拡充施策につきまして重点事業項目一覧ということでお示しさせていただきました。二重丸にあります8点が新規拡充でございますので、御説明させていただきます。

1点目でございますが、学校及びすくすくスクールでの医療的ケア児の受け入れということでございます。医療的ケア児に対して、看護師の配置など受け入れに必要な体制を整備するというものでございます。

2点目、すくすくスクールの配慮を要する児童への指導員配置ということでございます。配慮を要する児童を安心して受け入れて参加していただくために、指導員体制を強化するというものでございます。

3点目、江戸川区放課後児童健全育成事業補助金でございます。こちらはいわゆる民間の学童クラブに対する補助金でございますが、対象となっている施設、法人の数が2施設から3施設に増えるということで拡充するものであります。

4点目、発達障害事例データベース化ということでございます。介助員のエキスパート化及びAIロボット導入に向け、発達障害事例についてのデータベースを構築するものであります。

5点目、学力向上のための補習教室ということで、放課後補習教室を全校で実施するというものであります。

6点目、Hyper - Q Uを活用した教育相談体制の強化ということでございます。児童・生徒間や児童・生徒と教師間の人間関係等を把握し、授業改善や学級経営の充実に活用するためにHyper - Q Uを実施するというものです。

7点目、体育館トイレのバリアフリー化でございます。

8点目は学校施設の改築ということで、令和4年度につきましてはこちらにお示しをしました14校で改築を進めてまいります。

続きまして、令和4年度当初予算についてということで、まず歳入の項目から御説明させていただきます。

一番下の合計のところでございますが、令和4年度の歳入は26億9,248万6,000円ということで、4.1%の減となっております。主な要因といたしましては、款の上から三つ目、国庫支出金のところでございます。令和4年度は15億1,065万8,000円でございます。3億7,400万円余の減額となっております。こちら、先ほども申し上げました改築等建築の関係で事業の規模が少し小さくなっておりまして、それに伴い補助金も減っているというところでございます。

続きまして、裏面を御覧ください。歳出につきまして御説明をさせていただきます。

費目のところで、教育推進費から教育研究所費までそれぞれの課ごとの予算を計上させていただいております。

教育推進費につきましては、令和4年度、41億8,800万円余ということで3.6%の増でございます。主な新規拡充は先ほど申し上げました医療的ケア児等の受け入れ体制整備でございます。

続いての学務費でございますが、92億5,800万円余ということで、7.1%の増でございます。

教育指導費は13億7,300万円余ということで8.2%の増、学校施設費は163億3,700万円余ということで17%の減でございます。

教育研究所費は2億9,100万円余ということで5.4%の増、全体で314億5,000万円余ということで6%の減の予算となっております。これに給与費を合わせました合計といたしまして348億8,788万3,000円、5.7%の減というところが来年度予算の概要でございます。

続きまして、次の資料を御覧ください。

令和3年度の補正予算といたしまして、今回、11号補正と12号補正の

2点、補正予算をあげさせていただいてございます。先に、令和3年度第11号補正予算の概要につきまして御説明させていただきます。

まず、この補正予算の背景から御説明させていただきますが、令和3年の11月19日の閣議の決定におきまして、政府が経済対策を発表してございます。その中で、保育士や幼稚園教諭、また学童クラブの職員や介護施設の職員などを対象に収入を3%程度引き上げるいわゆる処遇改善を行うことを決定してございます。それを受けまして、令和4年2月からこの処遇改善を実施することについての補助を行うというような政府の決定であります。

江戸川区におきましては、区内の民間の事業者、教育委員会で申し上げますと民間の学童クラブの事業者であります。放課後児童健全育成事業を実施している事業者に対して賃金改善を行った場合の補助を行うということで、今回、補正予算を計上させていただきました。令和4年2月から実施するに当たりまして、通常の補正予算とは分けてこちらを早く議会にかけて決定をいただき、早めに事業を実施したいというものでございます。

歳出を御覧いただきますと、教育費、教育推進費の中に放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業ということで、負担金補助及び交付金302万5,000円を計上させていただいてございます。放課後児童クラブで働く職員の処遇改善を図る場合に補助金を支出するための予算です。

また、下段の繰越明許費でございますが、この制度の施策につきましては令和4年2月から令和4年9月までということで令和3年度から令和4年度にまたいで行われる事業でございます。そのため繰越明許費ということで計上させていただいているものでございます。

続きまして、次の用紙を御覧ください。令和3年度第12号補正予算概要ということで、その他のいわゆる最終補正につきまして御案内させていただきます。

最初のページが、左肩にございますように歳入でございます。一番下を御覧いただきますと、合計の中段のところに三角がついてございまして、今回の補正予算につきましては1,614万6,000円の減額補正を行うものでございます。その主な項目につきまして御説明をさせていただきます。

一番上の部分にございますが、都支出金、都補助金、その中の教育費補助金ということで四つの節が掲載されてございますが、上から三つ目の節を御覧ください。学校マネジメント強化モデル事業費都補助金ということで、5,057万6,000円の減額補正でございます。こちらは、副校長補佐について東京都への配置申請数に対して認可数が少なかったことによる減額補正でございます。

次の節を御覧ください。こちらは、防災機能強化のための公立学校施設トイレ整備支援事業費都補助金でございます。こちらは3,138万4,000円の補正予算を計上してございますが、内容にございますように、当初、令和2年度に終了する予定の補助事業でありましたが、令和4年度まで延長となったことに伴いまして、今回、補正として計上させていただきました。

その他もろもろの項目を含めまして、先ほど申し上げました1,614万6,000円の減額補正ということでございます。

続いて、裏面を御覧ください。こちらからは歳出につきましての補正予算でございます。教育推進費以下、各課の目がございますので、課ごとに主な増減の理由をお話しさせていただきます。

初めに、教育推進費でございますが、今回1億1,549万7,000円の減額補正をさせていただきます。

事業ということで計上しております上から三つ目の事業、学校開放運営費でございますが、3,892万1,000円の減額補正をしてございます。こちら、新型コロナウイルス感染症拡大に伴って学校開放を一部行わなかった部分がありますので、それに伴う減額補正でございます。

その下、二つの事業、学校情報化推進事業費の小学校及び中学校でございますが、それぞれ5,936万円及び2,302万2,000円、それぞれ減額補正でございますが、こちらはいわゆるGIGAスクールのパソコン、1人1台端末の稼働維持支援、この契約に当たって差金が発生したことに伴う減額補正です。

続きまして、学務費を御覧ください。学務費におきましては、1億2,399万8,000円の減額補正でございます。

主な要因といたしましては、一つ目の事業、学校運営費(小学校)の備品購入費を御覧ください。こちらが4,823万7,000円の減額補正でございますが、次のページに記載されてございます上から二つ目の事業、学校運営費(中学校)6,680万9,000円と合わせまして、いずれも同様の内容での減額補正です。当初購入を予定しておりました電子黒板を大型提示装置へ変更したことに伴い単価が下がったというところでございますが、いわゆる教室に備えつけてあります電子黒板でございますが、従来のものは電子黒板にそれを操作するための様々な機器をつけて配備してございました。教員及び児童・生徒に1人1台端末が配備されたことに伴いまして、操作はそれぞれ手持ちのパソコンでできますのでテレビは映す機能だけあればいいということで機能をかなりスリム化しました。購入の際にそうした機能を縮小したものを配備することでも従来の扱いができるということで、こ

ちらの差額が発生したものでございます。

続きまして、教育指導費でございますが、1億8,234万円の減額補正です。

一つ目の事業、教職員人事・研修関係費におきましては、例えば新型コロナウイルス感染症の拡大のために研究大会が中止になった、または全国大会が中止になった、こういったことの内容のために5,502万3,000円の減額補正をしているものでございます。

二つ目の事業費といたしまして、教育活動事業費につきましても1億2,522万3,000円の減額をしてございます。内容のところにございますように、日本のしらべや小学校スケート教室が新型コロナの関係で中止になったこと、また、放課後補習教室につきまして契約段階での差金が発生したこと等に伴う減額補正でございます。

続きまして、次のページを御覧ください。

学校施設費でございます。こちらも1億9,158万3,000円の減額補正でございます。

学校施設費の三つ目の事業、大杉東小学校施設改築費を御覧いただきますと、3,103万4,000円の減額をしてございます。こちら内容にございますように、プール解体工事費等の契約差金による減額、また体育代替地への移動を徒歩にしたことに伴う送迎バスの賃借料の差金の発生などによる減額をしてございます。

大杉東小の三つ下、瑞江第三中学校施設改築費を御覧ください。こちらは9,812万4,000円の減額補正でございます。改築工事費の契約差金、既存給水管撤去費の差額の減額というところで減額補正をさせていただきました。

これらを合わせまして、6億1,341万8,000円の減額補正を行うものです。

次に、継続費でございますが、次のページを御覧ください。学校施設費の瑞江第三中学校施設改築費ということで、複数年にまたがって行うものでございますので、継続費としてこちらに計上しているものであります。

予算に関するものは以上でございますが、引き続きまして条例改正につきまして2点、御説明をさせていただきます。

1件目の条例改正でございますが、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、これは国の動きに伴う改正でございます。国家公務員におきまして不妊治療と仕事の両立を図るために、不妊治療に係る休暇として出産サポート休暇という休暇が新設さ

れたそうでございます。こういった国の動向を踏まえ、区においても不妊治療と仕事の両立を支援するための特別休暇として不妊治療のための休暇を加えるというのが今回の趣旨でございます。

新旧対照表左側の新を御覧いただきますと、第十七条（特別休暇）ということで特別休暇をそれぞれ掲げてございます。赤字で示している部分でございますが、第十七条の第一項第一号及び第二号に不妊治療のための休暇を新たに設定するというのが今回の改正の趣旨でございます。

一番下の付則にございますように、この条例は、令和4年4月1日から施行するということでございます。この施行の期日につきましても、国は令和4年1月1日施行であります。区におきましては令和4年4月1日からということで準備を進めさせていただきたいというものでございます。

続きまして、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表を御覧ください。

こちらで改正の趣旨を先に説明させていただきますが、先ほども少し申し上げましたけれども、国家公務員また地方公務員において、非常勤職員が育児休業、部分休業を取得する場合に、1年以上勤務をしている方というのが条件でありました。この点につきましても、国家公務員におきましてはこの1年以上の在職期間という要件を廃止することにしたそうであります。令和4年4月1日に施行するということで国の制度改正がございます。これを踏まえて江戸川区におきましても、非常勤職員の部分休業・育児休業の取得要件のうち、1年以上の在職期間という要件を廃止するというものでございます。

そして、もう一点の改正要件といたしましては、これも国家公務員に関するものでございますけれども、育児休業を取得しやすい環境を整備するというものを任命権者に義務づけるという動きが国家公務員でございます。これを踏まえて江戸川区も同様の措置をするという、2点の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

第二条（育児休業をすることができない職員）ということで掲げてございます。右側の旧を御覧いただきますと、第二条第一項第三号の（1）というところで、「引き続き在職期間が一年以上である非常勤職員」と記載がございます。内容といたしましては、引き続き在職する期間が1年未満の職員は育児休業をとることができないということがこちらで規定されております。それに対しまして、左側を御覧いただきますと、その部分を削るということで削除されてございます。1年未満の方についても非常勤職員につきましても

は育児休業の取得が可能となるという改正でございます。

次のページを御覧いただきますと、第十四条ということで部分休業をすることができない職員ということでございます。こちらにつきましても、「在職する期間が一年以上である非常勤職員」という要件を削除する改正でございます。

続きまして、次のページでございますが、第十八条でございます。括弧にございますように、妊娠、出産等についての申出があった場合における措置等というところでございます。第十八条及び第十九条は今回新たに新設する項目でございます。

第十八条を読み上げさせていただきます。任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときには、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。2項、任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならないということでございます。

第十九条につきましては、勤務環境の整備に関する措置ということでございます。任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。一、職員に対する育児休業に係る研修の実施、二、育児休業に関する相談体制の整備、三、その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置ということでございます。いずれも任命権者が育児休業をする職員に対してしっかり案内をする、確認をする、不利益な取扱いをしない、また、制度をしっかり知らしめるための措置を講じなければならないというような任命権者に対する義務を指したものでございます。

最後に、一番下の付則でございますが、施行期日としましては、この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行するというものでございます。

最後のページに2項ということで記載されてございますが、内容といたしましては、この条例は4月1日から施行いたしますが、この3月中に公布をする見込みでございます。4月1日以降、この今回の改正に係る育児休業の取得ができるようになりますが、その申請については、公布日以降であれば3月中についても行うことができるというような形の経過措置というようなものでございます。

<p>教 育 長</p>	<p>条例につきまして、改正2点についての御説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>ただいまの件に関しまして、御質問、御意見ございましたらお願いします。</p>
<p>庭 野 委 員</p>	<p>質問ではないんですけども感想として、補正予算の説明を伺いましたけども、特に第12号の補正予算のところでは大きい減額になっています。これは、先ほど御説明いただきましたように、やはりコロナによっての影響がこんなにも大きいのかなということが分かりました。減額されるということは、大事なお金をしっかりと適切なところに使うということによろしいと思います。逆にというか、そのときに児童・生徒への教育の内容について、これが後退しないようになっていくことが大事かなというふうに考えました。中身を見ていきましても後退に関わるようなことがないなというふうに私は感じたわけで、大変よく精査して補正予算を立てられたなというふうに思いました。以上、感想です。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ありがとうございます。確認ですが、最初の重点項目についての説明をいただいたときに、放課後児童健全育成事業補助金が民間2施設から3施設に拡充とありました。予算は全部当初比較ですから、これは新規事業になります。それと、今年予算の新規事業で、学校の図書館司書の配置について、こちらの文化共育部のほうで予算計上しているものですが、区立図書館にいる司書さんが学校を回ってくれる、区立図書館の運営をしている会社が手配して、学校も回ってくれるという形で、新規事業を行います。これまで学校では4年間かけて全ての小学校・中学校の図書館には司書さんを一度は配置する計画で進めてきましたが、その計画も終了ということになりますので、来年からどうしようかという話の中で、学校の先生方もみんな喜んでいるので継続してほしいという声があり、この方法を取ることとなりました。</p> <p>来年、学校には司書さんが、毎日ではないですけれども、2週間に1回ぐらいの割合で配置することができます。また、様子をみながらどのぐらいの配置が妥当なのかは実施しながら検討していきます。</p> <p>またあわせて、図書館の関係ですと区立図書館のサテライトとして学校5校を選定して進めていきます。地域図書館の空白地域を埋めようという趣旨があります。だんだん皆さん、区民の方も年をとってきて、区立図書館まで行くのは大変だという地域もあるというのが現状です。そうした中で、学校で借りたり、返したりできるようにしようじゃないかという図書館のサテラ</p>

	<p>イト的な位置づけを学校に持たせようということになりました。</p> <p>具体的には、第二葛西小学校、南葛西小学校、上一色南小学校、北小岩小学校、船堀小学校の5校です。基本的には休みの日、日曜日などに取り入れたいと思っています。区長からは、行く行くは5校だけではなくて、図書館というものが身近になるような形で進めていきたいという話もいただいています。ですから来年度、教育委員会は初の新規事業が頻繁にあるということですね。</p>
蓮 沼 委 員	<p>まだこれからなんでしょうけど、学校にその地域の方々が入っていくということですね。</p>
教 育 長	<p>地域開放という話で、基本的には今のところ小学校ですね、小学校には絵本とかがありますので、校長から児童が利用していない時間は開放してもいいですよという声もあります。そこで地域の子供を連れてきて、ちょっと本でも読もうかと学校に入って行って読みやすいような本を見せてあげるといことはあるかなというふうに思っています。</p>
蓮 沼 委 員	<p>ビジネス書とかそういう専門的なものは、若者など自分たちで探して別のところに行くだろうと思います。何かすごく画期的な発想でいいですね。</p>
教 育 長	<p>実際にやってみて、いろいろな要望は出てくると思います。</p>
庭 野 委 員	<p>ちょっといいですか。先ほど教育内容の後退がないようにと思ったんですけども、先ほどの12号補正予算の中で特に金額が大きいものとして副校長補佐ですね、それがなかなか認められなかったということですけども、実際認められないことによって学校が副校長の仕事で何か困っているというような、そういった声はないんでしょうか。</p>
近津教育指導 課 長	<p>実際には入っている学校の声を見ると大変助かっているということですので、今年度につきましては、なるべく多くの学校が御希望いただけるような形にしていきたいと思います。これは東京都の事業でございます、来年度からは本格実施ということになっております。</p>
庭 野 委 員	<p>ありがとうございます。うまくいっているところは、恐らくその入ってくる補佐の方と副校長の人間関係がうまくいっているんだと思うんですよ</p>

	<p>ね。そうしないと、なかなかこれうまくいかないなど。私がちょっと聞いているところによりますと、補佐に入った人もやりにくいとかそんなことも、他区ですけれども聞いておりますので、なかなかこの人選というのも難しいかなというふうに感じておりました。だから、これが本当に進んだらいいけれども、難しいなというところは私の感想としてあります。</p>
平井委員	<p>一通り減額が新型コロナに対応する金額というのがほとんどだったと思います。逆に、教育費としまして、コロナの影響で減額でなくてこれを増額しなきゃいけないという部分は特別考えられないでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>今回、最終補正ということで、年度末の補正予算という性質上からしますと、補正予算がつくのは年度末なんですけど、そこから新しい事業を開始するというのはなかなか難しいところがございます、例えば先ほど民間学童クラブへの助成、これも令和3年度当初はなかったものなんですけれども、令和3年度の途中で少し早い時期に補正予算として計上して執行したというのがございます。今回の最終補正という性格上からしまして、新たなものをつけて年度末から開始するというのはなかなか難しいタイミングでありますので、主に予算の精査といたしましょうか、精査して使った上で減額できるものを減額するというところが多くなったというところでございます。</p>
教 育 長	<p>これ、議決は3月下旬でしょう。要は、これから最終の議会を開催してそこで来年度予算案を審議して、今年度の最後における補正ですので、2週間あるかないかの期間のことなので、最後の補正予算というのは、当初予算に含んだけど使わないで余ったものを全部返してくださいということなんです。新型コロナによって行わない事業があったという説明だったんですけど、それは今までも年度途中の補正予算の中でそのときそのときで計上して返してきているんです。しかし、最後の最後にまだあるでしょうということである程度目処が立つものですから、それぞれでお返しするというのが最終補正というふうになっております。</p> <p>あと、予備費を使って行うものもあります。これは何かというと、今、宿泊事業をやっていって、今後の状況次第で行けない学校も出てくる。その場合にはキャンセル料が発生しますが、それは本来、公の事業ではないものですから、お父さん、お母さんからいただいたお金で、行くときはもちろんそのお金を使って行きます、でもキャンセル料って今までなかったもので、これだけあればお父さん・お母さんからもらったお金でキャンセル料を払うとい</p>

	<p>うような流れだったんですけど、去年、新型コロナでやめざるを得ないケースなので、それはその子のせいでもないし、もちろん親のせいでも、学校のせいでもないということで、今回はある程度、区のでやってあげるという方針にしました。そこで問題になるのは、どれだけの学校がこれからキャンセルになるか分からないので予算計上しづらい、けどお金は必要だということになれば予備費というお金があるんです。そこは区長の決裁で使えます。3億円と予算が区切られているものです。予備費は今回のこういった補正予算の中には上がってきません。</p> <p>それでは、他になければ、第2号議案の意見聴取に対して異議なしと決定してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、第1号議案については、異議なしと決定して、区長にその旨を回答いたします。秘密会はここまでといたします。</p> <p style="text-align: center;">〔秘密会終了〕</p>
教 育 長	<p>続きまして、第2号議案、第70回全国幼児教育研究大会70周年記念大会東京大会開催に伴う教育委員会後援名義の使用承認についてを議題とします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
教育指導課長	<p>私からは、第70回全国幼児教育研究大会70周年記念大会東京大会開催に伴う教育委員会後援名義の使用承認についての説明を申し上げます。</p> <p>今回初めての後援名義の申請ということで、議案として御審議いただくものでございます。資料といたしましては、申請書、それから事業計画書、役員名簿、予算案、そして感染症対策、今70周年記念大会のチラシと、今年度、69回大会が行われましたその冊子の表紙の部分の部分をプリントしたものを、こちらを資料としてつけさせていただいております。申請書等に基づきまして御説明申し上げます。</p> <p>本事業は、目的といたしまして、全国の乳幼児教育に関わる様々な立場の会員が集い、施設見学や、分科会での協議などを通して、乳幼児教育・保育の実践を共有し、学びを深めるといったことを目的としてございます。</p> <p>実施時期は、令和4年8月2日から3日までの2日間です。</p> <p>実施会場でございますけれども、従前、東京大会で実施される際にはオリ</p>

ンピック記念青少年総合センター、いわゆるオリセンを会場としておりました。ただ、今回このオリセンが修繕工事を実施するというので、それに伴いましてこの施設の使用ができなくなったということで、代替会場としてタワーホール船堀、東部フレンドホール及び船堀幼稚園を使用するということになりましたので、江戸川区教育委員会の後援名義の申請に至ったということでございます。

なお、こちらに他の会場としてございます東京国際フォーラム、あるいは千代田区立の幼稚園等々もございますことから、今回の申請では、併せましてそういった会場のある地区の教育委員会並びに地区の自治体への後援名義も併せて申請をしているところということでございます。したがって、今回は江戸川区教育委員会だけではなく、江戸川区の後援名義も申請しているということの説明を受けてございます。

経費徴収でございますが、会員は6,000円、会員外は1万2,000円ということで、こちらは研究の資料費等々でございます。

めくっていただきまして事業計画でございますが、大会主題を「AIの時代をたくましく人間らしく生きるために」ということで、自己肯定感をもち、遊びや生活を創り出す力を育てるという大会主題で、内容の欄に書かれているような全体会、分科会、施設見学を通して、各教員、参加者の見識を深めるといったものでございます。

なお、今大会の大会事務局長は、本区、江戸川区立船堀幼稚園の小澤園長となっております。

最後の69回のときの兵庫大会でございますけれども、本年度実施されました兵庫大会においては、新型コロナウイルス感染防止のため講演会や研究会はオンライン形式での配信となり、これを視聴する形での参加となりました。昨今の状況を鑑みまして、東京大会も今のところ兵庫県大会と同様にその形で実施をするというような予定であるというふうに伺っておるところでございます。

教 育 長

ただいまの件につきまして、御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

庭 野 委 員

後援するということは、そのタワーホールやフレンドホールの使用料を免除しますということなのでしょうか。

教育指導課長

こういった施設の使用料は予算に会場費として含まれてございますので、

	<p>そういったところの使用料を免除するといったものではなく、大会そのものに対して教育委員会として後援しますということです。</p>
庭野委員	<p>会場費の中に確かに入っていますね。</p>
教育指導課長	<p>はい。</p>
庭野委員	<p>やっぱり応援するという意味ですね。理事長の福井直美先生も本区の元園長ですね。小澤先生と元気なお二人で東京大会を引っ張っていただけたら、うれしいです。成功を祈りたいと思います。</p>
教育長	<p>よろしいでしょうか。他になければ、第2号議案は議案のとおり決定することによろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教育長	<p>それでは、原案のとおり決定いたします。 以上をもちまして、令和4年第2回教育委員会定例会を終了いたします。</p> <p>閉会時刻 午後2時46分</p>